

オンライン手続の利便性向上に向けた「国土交通省改善取組計画」について

平成 26 年 10 月 8 日
国 土 交 通 省

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4 月 1 日各府
省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき、オンライン手続の利便性向
上に向けた「国土交通省改善取組計画」を別添のとおり定める。

国土交通省改善取組計画

策定年月日

平成26年10月8日

分野又は業務名	その他(特殊車両通行許可)
システム名	特殊車両通行許可システム

I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成25年度			24年度 オンライン利用率	23年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	特殊車両通行許可申請	273,105	216,299	79.2%	75.6%	65.1%
	合計					

II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	【平成25年度まで】 オンライン手続の利用者約1000社を対象としたアンケート調査による測定。 オンライン申請が使いやすいかの質問について、①非常にそう思う②そう思う③どちらかといえばそう思う④どちらかといえばそう思わない⑤そう思わない⑥全くそう思わない 計6段階の評価のうち、①～③と回答した者の割合。	74%(平成25年度)	80%以上(平成28年度)
オンライン利用率			
特殊車両通行許可申請	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表。	79.2%(平成25年度)	80%以上(平成28年度)
申請書1件当たりの入力に掛かる時間	【平成25年度まで】 オンライン手続の利用者約1000社を対象としたアンケート調査による測定。 新規申請1件当たりのデータ入力(申請書、車両内訳、車両諸元、通行経路など)に掛かるおよその時間(分)及び申請内容について回答。	64分(平成25年度)	60分以内(平成28年度)
備考			

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	その他(特殊車両通行許可)	
改善促進手続名	特殊車両通行許可申請	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	・該当無し (オンライン申請での車検証の提出省略化及び、その他の必要書類についてもPDF等によりオンラインで提出可能)【平成19年度から実施済】	
(2)本人確認方法の見直し	・該当無し (申請時の電子認証を廃止し、ID・パスワードによる本人確認方法を導入することにより手続を簡素化)【平成24年度から実施済】	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	・申請者向けに提供している操作マニュアルを見直し、申請データ作成のポイントや入力を間違えやすい点などの情報を踏まえた分かりやすい周知資料を作成し、特車PRサイトへの掲示を行う【平成26年度作成着手】	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	・高速道路等を大型車両を誘導すべき道路として指定するとともに、当該道路に係る通行許可について国による一括審査を実施することで、許可までに要する期間を短縮【平成26年度から実施】	
3システムの利便性の向上	・申請者及び審査者からのニーズが高い項目についてシステム改修を検討し、可能なものから順次実施する(具体的には、申請書の入力画面表示や操作方法改善など細かい部分での使い勝手向上全般、申請内容の自動チェック機能強化など)【平成26年度から】	
4経済的インセンティブの活用	・該当無し (申請時の電子認証を廃止し、ID・パスワードによる本人確認方法を導入することにより電子署名取得費用の負担を削減)【平成24年度から実施済】	
5普及啓発等	・利用率の低い地域(事務所)を重点的に、申請窓口での移行要請や講習会の実施を継続し、可能な限り利用率の向上を図る【継続実施】	
6その他		

国土交通省改善取組計画

策定年月日

平成26年10月8日

分野又は業務名	自動車登録
システム名	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム

I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成25年度			24年度 オンライン利用率	23年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	自動車の新車新規登録等	1,499,114	913,100	60.9%	59.0%	50.8%
	合計	1,499,114	913,100	60.9%	59.0%	50.8%

II 目標及び評価指標等

目標及び 評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用 者の満足度	ディーラーに対して、回答義務のない無記 名の意識調査を実施。 満足、やや満足、どちらとも言えない、や や不満足、不満足5段階評価中、満足 やや満足と回答した者の割合。	22.6%(平成23年度)	60%(平成28年度) (平成25年度末時点で稼働している11地 域)
オンライン利用率			
新車新規登録	行政手続オンライン化法第10条第1項に 基づくオンライン利用状況の公表。	59.0%(平成24年度)	66%(平成28年度) (平成25年度末時点で稼働している11地 域)
OSS全国展開	OSSの稼働地域	11都府県	全国展開(平成29年度)
OSS対象手続の拡大	OSSの対象手続	新車新規登録	対象手続の拡大(平成29年度)
備考			

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	自動車登録	
改善促進手続名	自動車の新車新規登録等	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・警察との連携により保管場所証明書の添付を省略。【平成17年度から継続実施】 ・登録情報処理機関の利用により、自動車メーカーの発行する完成検査終了証等の添付を省略。【平成17年度から継続実施】 ・マイナンバー等の活用による更なる書類の簡素化について検討する。 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に基づき、認証方式を検討。【平成25年度実施】 ・代理申請の場合、紙で申請者の本人確認書類を提出する場合には、申請者の電子署名を省略し、申請代理人の電子署名のみで申請可能としている。【平成19年度から継続実施】 ・平成28年1月から配付される“個人番号カード”に搭載される電子証明書による本人確認を採用する。 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる案内のほか、運輸支局の窓口において、オンライン申請に関するパンフレット等を配付するなどして制度の広報を行い利用促進に努める。【継続実施】 	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁の活用により、申請の受付から完了まで一連の事務処理を電子的に行っている。【平成17年度から継続実施】 ・全ての地域で統一したフォーマットにより申請が可能。【平成17年度から継続実施】 	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料等の電子納付について、インターネットバンキングにログインすることなく、OS Sのホームページから直接納付できるようにし、手続に係る時間の短縮化を図る等、システム利用者からの要望が高い部分を把握し、ユーザビリティ向上のためのシステム改修を継続して実施。【継続実施】 	
4経済的インセンティブの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・現在11都府県に限られているOSS稼働地域や対象手続の拡大を図り、その普及状況等を踏まえ、経済的インセンティブの活用について検討する。 	
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる案内のほか、運輸支局の窓口において、オンライン申請に関するパンフレットを配付するなど制度の広報を行い利用促進に努める。【継続実施】 	
6その他	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大対象手続は、変更登録、移転登録、抹消登録等を予定。 	